

宮崎県森林審議会の傍聴に関する要領

平成15年12月22日
環境森林部環境森林課

1 趣旨

この要領は、「宮崎県森林審議会の公開等に関する運営要領（平成15年12月22日制定）」の4(1)に基づき、宮崎県森林審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴人の決定

傍聴人は、宮崎県森林審議会会長（以下「会長」という。）が決定する。

3 傍聴人の定員

傍聴人の定員（記者を除く。）は、概ね10人とする。
ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

4 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催当日に開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて会議傍聴申込書に住所及び氏名を記載し、会長に申し込むものとする。
- (2) 傍聴の申込みは、会議開会予定時刻の10分前を目処に、先着順に定員に達するまで認める。

5 傍聴を認めない者

- (1) 次のアからキまでのいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。
 - ア 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - イ 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
 - オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - カ 酒気を帯びていると認められる者
 - キ その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (2) 児童及び乳幼児は傍聴を認めないものとする。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りでない。

6 傍聴人心得等の交付等

傍聴人には、会議当日、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

7 会長の指示

会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成15年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

会議傍聴申込書

平成 年 月 日

宮崎県森林審議会会長 殿

本日開催される貴会議の傍聴を申し込みます。

申込番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

上記の者の傍聴を許可します。

平成 年 月 日

宮崎県森林審議会会長

傍 聴 人 心 得

会議の傍聴をされる方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 4 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切ること。
- 7 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 8 その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。